

福島市小児科診療所開設支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における小児医療提供体制の強化を図ることを目的に、小児科診療所の開設等を促進するため、市の区域内において、新規に診療所を開設する医師等又は医業を承継する医師に対して、予算の範囲内で福島市小児科診療所開設支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（公衆のために医業を行う場所に限る）
- (2) 交付対象者 市内において診療所を開設、又は承継する者（以下「開設者」という。）をいい、開設者が法人の場合は診療所の管理者をいう。
- (3) 開設 医療法（昭和23年法律第205号）第8条又は医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2第1項に基づき新たに診療所の開設届を提出し、その後速やかに健康保険法（大正11年法律第70号）第65条の規定により保険医療機関の指定を受け、保険診療を開始することをいう。
- (4) 承継 市内の診療所を開設した者の引退等を事由として、当該診療所の保険診療を親族又は第三者へ引き継ぐことをいう。

(補助金の交付の要件等)

第3条 次に掲げる要件を満たす医師等を補助金交付の対象とする。

- (1) 市の区域内において、小児科を標榜する診療所を新規に開設する者又は承継する者で継続して10年以上診療する見込みがあること。
 - (2) 一般社団法人福島市医師会（以下「医師会」という。）に加入すること。
 - (3) 福島市夜間急病診療所における小児科診療に協力すること。
 - (4) 緊急休日診療当番医制運営事業に協力すること。
 - (5) 市が行う医療、保健及び福祉に関する事業に協力すること。
 - (6) 国、地方公共団体その他の公的な機関から、当補助金交付対象経費について、補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていないこと。
 - (7) 地域関係者と良好な関係を構築し、積極的に地域医療へ貢献することに努めること。
- 2 前項の要件を満たした場合であっても、補助金の交付申請をしようとする者が2親等以内の親族間の事業承継により、当該親族名義の固定資産（土地、建物、医療機器等）を取得する場合には、補助金の交付対象外とする。

(補助金の対象経費等)

第4条 補助金の交付対象とする経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第4条第1項により書類を提出し、規則第4条第1項第3号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該診療所において診療する医師の医師免許証の写し
- (2) 診療の用に供する土地を取得または借用する場合には、当該土地の登記事項証明書、公図及び見積書
- (3) 診療の用に供する建物を新築し、取得し、借用し、改修し、または拡張する場合には、建物平面図（改修にあっては、改修前後の平面図）、及び見積書（新築、改修し、または拡張する場合には、工事別内訳書及び工事別明細書を含む。）

- (4) 診療の用に供する機器を購入する場合にあっては、見積書、カタログの写し及び購入理由書
- (5) その他参考となる書類

(補助事業等の内容変更等の手続)

第6条 補助対象事業者は、別表により算出される額に変更が生じる場合には、規則第9条第1項に定める補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書により速やかに市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条第1項第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 福島市小児科診療所開設支援補助金収支決算書の抄本
- (2) 医師会に提出する福島市夜間急病診療所勤務医師届出書の写し
- (3) 医師会に提出する急患休日在宅当番制異動届出書の写し
- (4) 福島市保健所が受領したことがわかる診療所開設届の写し
- (5) 事業承継に伴う開設のうち、医療法人である場合にあっては、福島市保健所が受領したことがわかる診療所開設許可(届出)事項の変更届の写し
- (6) 診療の用に供する土地及び建物を取得する場合にあっては、契約書の写し及び登記事項証明書
- (7) 診療の用に供する建物を新築し、改修し、又は拡張する場合にあっては、工事等請負契約書の写し、工事内訳書及び竣工までの写真(改修、拡張にあっては改修前の写真を含む)
- (8) 診療の用に供する土地又は、建物を借用する場合にあっては、賃貸借契約書、および貸主への賃料の支払いがわかる書類
- (9) 診療の用に供する機器を購入する場合にあっては、契約書の写し又は納品書の写し、請求書の写し、領収書の写し及び納品完了の写真
- (10) その他参考となる書類

(補助金の返還)

第8条 市は、第4条の規定に基づく補助を受けた医師等が、診療所開設後10年以内に第3条第1号から第5号までの要件を満たさなくなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。この場合において、返還を求める額は、月割りにより計算するものとし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(財産の処分の制限期間)

第9条 規則第20条ただし書きに規定する市長が定める期間は、診療所を開設した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省省令第15号)別表第1に定める耐用年数又は10年のいずれか短い期間とする。

(会計帳簿の整理等)

第10条 補助金の交付を受けた補助対象事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費等

1 補助対象経費	2 補助率	3 補助限度額
1. 土地の取得に係る経費 （賃貸借の場合は月額賃借料の24月分） 2. 診療所建物の建設及び取得に係る経費 （賃貸借の場合は月額賃借料の24月分） 3. 建物の増築又は改修（軽微な修繕を除く）に係る経費 4. 診療に要する医療機器等設備の購入に係る経費 （購入単価が税込50万円以上の機器であること） ※診療所以外の施設等が併設される場合は、床面積の案分により算出された経費を対象とする。	補助対象経費の合計額の 3分の1	3,000万円